



横浜市通所交通費助成制度が 変わります！！

平成 28 年 10 月
通所分から
(平成 29 年 4 月請求分)

その 1

請求の手順が変わります！！

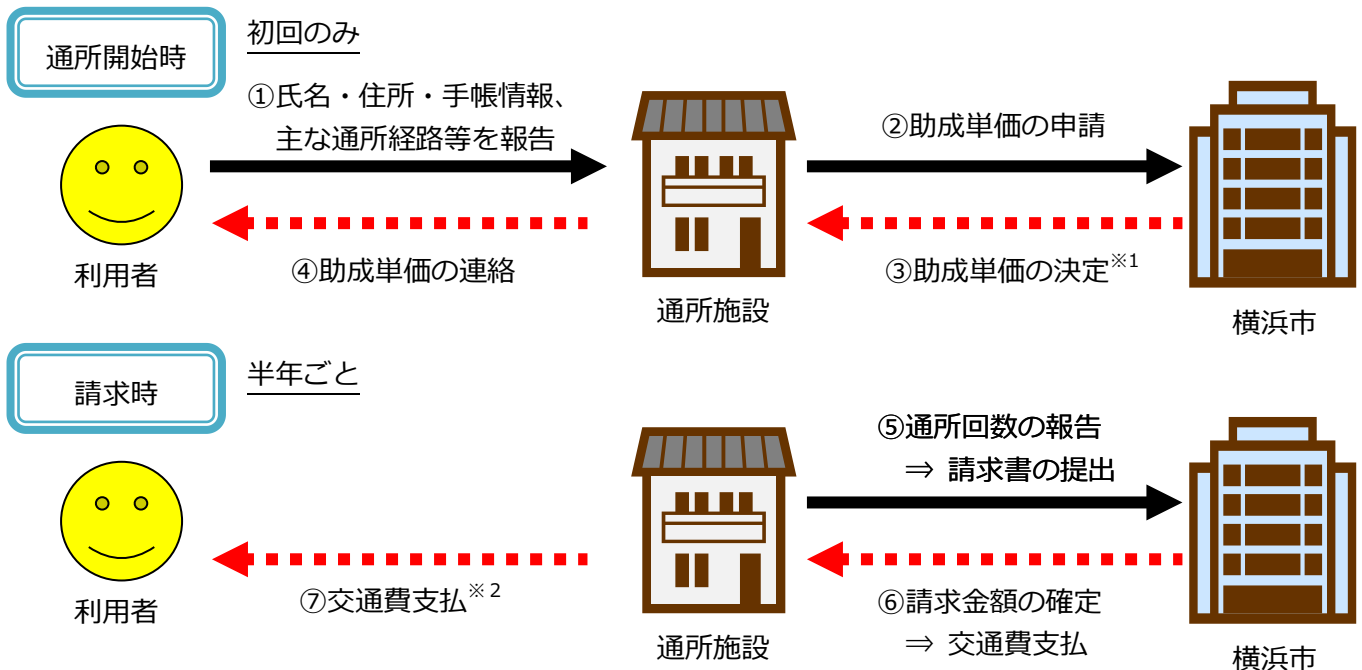
通所開始時に、主に通所する手段及び経路一つを申請し、「**通所 1 回あたりの助成単価**」と「**6 か月上限額**」が**事前に決定**されます。

請求時には、「通所 1 回あたりの助成単価×通所回数」と「上限金額」を比較して、安価な金額が助成額となります。

利用者の方へのお願い

- ◆ 年度に 1 回、通所交通費の請求事務を通所施設へ委任し、手帳の所持状況等の個人情報を市が確認すること（併せて、施設がその情報を知ること）への同意を示す『委任状』へ押印をして下さい。
- ◆ 通所開始時に、氏名・住所や所持する障害者手帳の情報、主に利用する通所手段や経路等を施設に報告して下さい。
- ◆ 引っ越しをした時や障害者手帳が変わった時、主に利用する通所手段や経路を変える時には、改めて助成単価を決める必要がありますので、その旨、施設に連絡して下さい。

請求の手順



※ 1 横浜市において、氏名・住所・手帳情報等をチェックした上で、主に利用する通所経路の審査・確認を行い、「通所 1 回あたりの助成単価」及び「6 か月上限額」が事前に決定されます。

※ 2 交通費は、これまでどおり、通所施設を通じて、半年ごとに支払われます。

助成金額が変わります！！

- ◆ 日々の通所状況によって助成額が変わっていたところを、別の通所手段や経路で来た日があっても、**通所 1 回あたりの助成額は、一定額**（事前決定された単価）となりました。
- ◆ **送迎介助者分の助成単価が、「通常運賃の 1.5 倍」の金額**となりました。
（利用者の方の付添いを行った同乗部分の回数分が、助成対象となります。）
- ◆ **上限額が、「1・3・6 か月定期券代」との比較から、「6 か月定期券代」のみの比較**に変更しました。
- ◆ **福祉特別乗車券及び敬老特別乗車証の交付対象者は、その取得の有無に関わらず、乗車券等の利用が可能な交通機関（市営地下鉄、市内バス、シーサイドライン）の運賃は、助成対象外**となりました。
福祉特別乗車券 交付対象者…身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 A 1～B 2（判定書含む）、
精神障害者保健福祉手帳 1～3 級
敬老特別乗車証 交付対象者…70 歳以上の市民

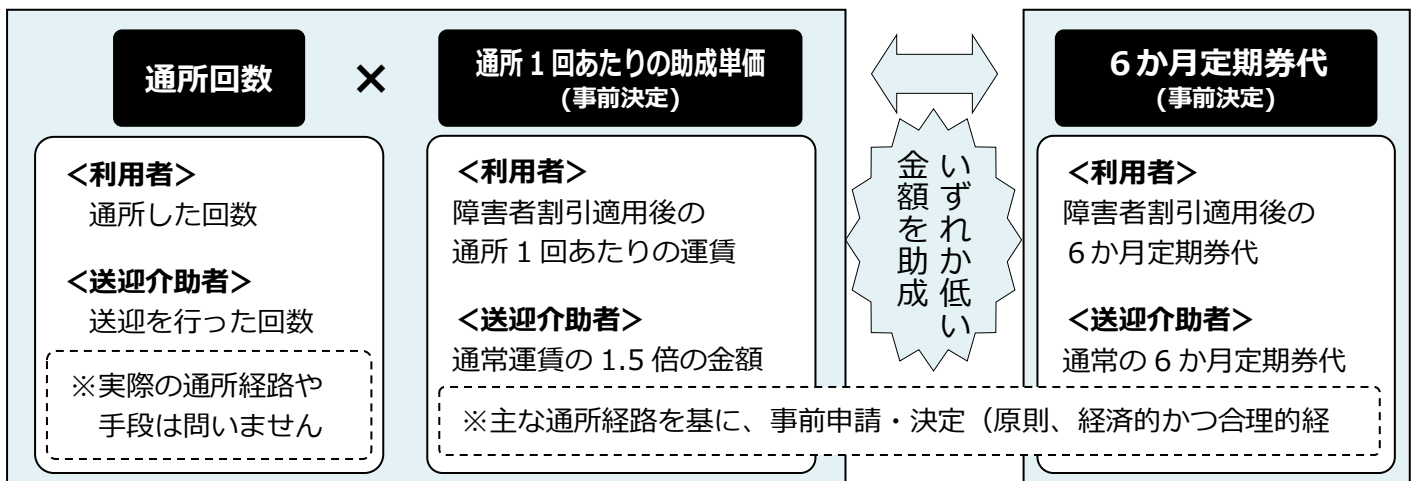
利用者の方へのお願い

- ◆ 福祉特別乗車券・敬老特別乗車証の取得が可能な方で、通所する際、市営地下鉄やバス、シーサイドラインを利用する場合には、乗車券等をご利用下さい。（申請は、各区役所へ。）
※福祉特別乗車券・敬老特別乗車証と福祉タクシー利用券を併給することは出来ません。

助成金額の考え方

●主に公共交通機関(電車・バス)を利用する場合

「通所回数×通所 1 回あたりの助成単価」又は「6 か月定期券代」のいずれか低い金額を助成



●主に自家用車(四輪)を利用する場合

「通所回数×通所 1 回あたりの助成単価」の金額を助成

- ※ 助成単価は、居住地から施設等の最短経路の距離 1 kmにつき 20 円（1 km未満切上げ）で事前決定
障害の状況から、自家用車以外の通所手段がない場合に限ります。

本事業の詳細については、横浜市ホームページにて確認できます。

【横浜市 HP】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gai-shutsu/shien/kotsuhi.html>

横浜市 健康福祉局 障害自立支援課 移動支援係 「通所者交通費担当」
電話：045-671-2401 Fax：045-671-3566